

宇城市過疎地域持続的発展計画（案） 【三角地域 豊野地域】

令和8年度～令和12年度

《 令和8年3月 》

熊本県 宇城市

目次

1	基本的な事項	3
	(1) 宇城市の概況	3
	(2) 人口及び産業の推移と動向	5
	(3) 市町村行財政の状況	9
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
	(7) 計画期間	13
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
	(1) 現況と問題点	15
	(2) その対策	15
	(3) 計画	16
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	16
3	産業の振興	17
	(1) 現況と問題点	17
	(2) その対策	21
	(3) 計画	23
	(4) 産業振興促進事項	24
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
4	地域における情報化	25
	(1) 現況と問題点	25
	(2) その対策	25
	(3) 計画	25
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
5	交通施設の整備、交通手段の確保	26
	(1) 現況と問題点	26
	(2) その対策	27
	(3) 計画	27
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
6	生活環境の整備	30
	(1) 現況と問題点	30
	(2) その対策	33
	(3) 計画	34
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	36
	(1) 現況と問題点	36
	(2) その対策	37
	(3) 計画	38
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
8	医療の確保	39
	(1) 現況と問題点	39
	(2) その対策	39
9	教育の振興	40
	(1) 現況と問題点	40
	(2) その対策	42
	(3) 計画	43
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
10	集落の整備	46
	(1) 現況と問題点	46
	(2) その対策	46
	(3) 計画	46
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
11	地域文化の振興等	47
	(1) 現況と問題点	47
	(2) その対策	47
	(3) 計画	48
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
12	再生可能エネルギーの利用の推進	49
	(1) 現況と問題点	49
	(2) その対策	49
	(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
13	過疎地域持続的発展特別事業（再掲）	50

1 基本的な事項

(1) 宇城市の概況

ア 宇城市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

宇城市は、平成 17 年 1 月 15 日に当時の宇土郡三角町、同不知火町及び下益城郡松橋町、同小川町、同豊野町が合併してできた新設市です。熊本県のほぼ中央に位置し、政令都市熊本市と県南の工業都市八代市のほぼ中間に位置し、西は上天草市、東は美里町、甲佐町に接する自然景観と都市的機能を併せ持った地域です。面積は東西 31.2 km、南北 13.7 km で 188.55 km²。令和 2 年の国勢調査では、人口は 57,032 人、世帯数は 21,535 世帯。

交通アクセスは、JR 鹿児島本線と JR 三角線が走っており、熊本駅から松橋駅まで約 20 分、熊本駅から三角駅まで約 1 時間、八代駅から小川駅まで約 15 分で連絡しています。道路は、国道 3 号が南北に走り、三角から不知火、松橋までの国道 266 号、さらに松橋から豊野へ国道 218 号が横断しています。また九州縦貫自動車道が南北に走り、松橋インターチェンジと宇城・氷川スマートインターチェンジの 2 つのインターチェンジを有しています。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）で公示された旧市町村（以下「過疎地域」という。）は、本市の西部に位置する合併前の旧三角町（以下「三角地域」という。）及び本市の東部に位置する合併前の旧豊野町（以下「豊野地域」という。）がその対象地域です。

<三角地域>

三角地域は、熊本県のほぼ中央部に突出した宇土半島の西端部にあり、総面積は 48.3 km²、長さは、南北 8 km、東西 13 km と東西に細長く広がっています。南部は不知火海に、北部は有明海と宇土市に接し、西部は天草五橋と天城橋により上天草市と結ばれています。令和 2 年の国勢調査では、人口は 6,689 人、世帯数は 2,778 世帯です。

交通インフラについては、国道 57 号と国道 266 号の 2 本の主要道路が走り、三角町の中心地から宇城市の本庁がある松橋町まで 25 km、自家用車で約 40 分の距離にあります。九州縦貫自動車道の松橋インターチェンジまでは約 30 km の距離です。また、平成 30 年に地域高規格道路・熊本天草幹線道路のみすみインターチェンジが開通しました。

公共交通機関としては、鉄道は JR 三角駅から JR 熊本駅までを結ぶ JR

三角線。またバス路線としては産交バスが市内外を結び、戸馳地区及び一部三角地区と三角中心エリアを結ぶ乗合タクシーが交通空白地帯を補っています。

観光面においては、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである三角西港が核となり、戸馳島には若宮海水浴場というレクリエーション施設があります。

不知火海に面する丘陵地には果樹園が広がり、県下でも有数の柑橘類の産地を形成しています。

一方、相対的に狭い平野部では圃場整備や河川改修が進み、施設園芸などが盛んとなりミニトマトやイチゴ、イチジクなどが栽培されています。

また、戸馳島はコチョウランやカスミソウなど花きの栽培が盛んであり、国内でも有数の産地となっています。

<豊野地域>

豊野地域は、熊本県のほぼ中央に位置する宇城市の東部にあり、総面積は31.54km²、長さは、南北8km、東西5kmと南北に長い地形です。北部は熊本市に、東部は美里町に接しています。令和2年の国勢調査では、人口は3,821人、世帯数は1,430世帯です。

交通インフラについては、国道218号が東西に走り、地域の中心地から宇城市の本庁がある松橋町まで7.2km、自家用車で約15分の距離にあります。最寄りの高速道路は九州縦貫自動車道で、松橋インターチェンジまで約4kmの距離にあります。公共交通機関としては、路線バスの産交バスが東西に、熊本バスが南北に走っています。

観光面においては平成4年にアグリパーク豊野を整備。緑とフルーツの豊かな里として梨やブドウ、メロンやしょうがなど多様な農産物等が生産・販売されています。また、周辺には、誉ヶ丘公園・鏡ヶ池といった水と自然を堪能できる場所や、青少年の健全育成と県民の生涯学習の振興を目的とした施設「熊本県立豊野少年自然の家」もあります。

南東部に標高341mの水晶山が突出し、これに続き中央台地が地域を南北に二分しています。台地をはさんで緑川水系に属する浜戸川と小熊野川が合流し有明海に注ぎ、地域の南端を流れる砂川は不知火海に注いでいます。

このような地理的条件等を生かしながら、一年中さまざまな農作物が実り、また歴史的に貴重な文化遺産も多く残されています。

イ 対象地域における過疎の状況

三角地域の人口は、平成 17 年国勢調査では、9,697 人でしたが、令和 2 年国勢調査では、6,689 人との結果が出ており、15 年間で 3,008 人が減少しています。

豊野地域の人口は、平成 17 年国勢調査では、4,861 人でしたが、令和 2 年国勢調査では、3,821 人との結果が出ており、15 年間で 1,040 人が減少しています。

両地域とも人口減少に加え、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向にある一方、老年人口は令和 7 年度をピークに増加傾向にあり、その後、減少に転じる予測となっています。また、三角地域では、5～24 歳及び 30～54 歳、豊野地域では、10～34 歳の年齢階層において転出超過となっています。過疎地域においては、子どもとその親世代がともに減少していることから、地域を担う産業、中でも農林水産業の衰退が危惧されます。特に、中山間部での鳥獣害対策は近年、喫緊の課題であり、駆除する猟師の確保にも苦慮しています。

ウ 宇城市の社会経済的発展の方向の概要

産業構造の変化とともに就業構造も大きく変化してきました。第 1 次産業は、昭和 50 年には、全就業者の 38.9%を占めていましたが、年々その比率は下がり令和 2 年には、15.1%へと大幅に低下しました。

これに対応して、第 2 次産業では平成 2 年まで拡大がみられますが、その後においては、やや減少傾向にあり、全就業者に占める割合は令和 2 年で 21.9%となっています。また、第 3 次産業では、右肩上がりに増加を続け、令和 2 年、全就業者に占める割合は、62.1%と過半数を超えるまでに至りました。

今後は基幹産業である第 1 次産業の担い手の確保や育成が必要であり、時代に即した新たな経営手法を推進していくことが必要になります。また、交通の要衝という立地特性を生かした企業誘致など、雇用の拡大につながる取り組みを行うなどの工夫を凝らす必要もあります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口ビジョンにおいて、総人口は 2020 年（令和 2 年）の 57,032 人から、2070 年（令和 52 年）には 30,148 人になると推計しています。2070 年（令和 52 年）の人口を年齢 3 区分別にみると、年少人口（0 歳～14 歳）は 3,201 人（総人口に対する割合 10.6%）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は

14,299人（同47.4%）、老年人口（65歳以上）は12,648人（同42.0%）となっています。2020年（令和2年）と1980年（昭和55年）国勢調査と比較すると、年少人口は約5割が減少しているのに対し、老年人口は約2.4倍になっていることから、少子高齢化が進展していることを示しています。

本市の出生数は、1990年（平成2年）頃を境に、死亡数が出生数を上回る自然減の状態となり、2018年（平成30年）には362人の自然減となっています。また、本市は合併以降、概ね転出超過の状況にありましたが、2016年（平成28年）の熊本地震発生以降は転入者が増加傾向にあり、2018年（平成30年）の転入者数は2005年（平成17年）以来の社会増となっています。

今後は、人口減少が継続することによる雇用数の低下や地域活動の担い手不足等の課題がますます顕在化することとなるため、人口に関するあらゆる問題について市民と認識を共有するとともに、既存の事業や取組みを見直すことで、人口減少対策を図る必要があります。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査） （宇城市）単位：人

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	62,412	63,401	101.6%	63,089	99.5%	59,756	94.7%	57,032	95.4%
0歳～14歳	13,498	12,220	90.5%	8,740	71.5%	7,833	89.6%	7,189	91.8%
15歳～64歳	40,668	40,236	98.9%	38,258	95.1%	33,129	86.6%	29,603	89.4%
うち									
15歳～ 29歳(a)	12,304	10,448	84.9%	10,049	96.2%	7,464	74.3%	6,594	88.3%
65歳以上(b)	8,246	10,934	132.6%	16,088	147.1%	18,738	116.5%	19,919	106.3%
(a)/総数 若年者比率	19.7%	16.5%	—	15.9%	—	12.5%	—	11.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.2%	17.2%	—	25.5%	—	31.4%	—	34.9%	—

※平成27年、令和2年の人口総数は、年齢不詳者を含む。

表 1-1(2) 人口の推移 (国勢調査)

(三角町) 単位: 人

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	13,271	11,792	88.9%	9,697	82.2%	7,719	79.6%	6,689	86.7%
0 歳~14 歳	2,857	2,076	72.7%	1,117	53.8%	708	63.4%	579	81.8%
15 歳~64 歳	8,499	7,356	86.6%	5,481	74.5%	3,801	69.4%	2,887	76.0%
うち									
15 歳~ 29 歳 (a)	2,397	1,759	73.4%	1,350	76.8%	768	56.9%	525	68.4%
65 歳以上 (b)	1,915	2,360	123.2%	3,099	131.3%	3,202	103.3%	3,177	99.2%
(a)/総数 若年者比率	18.1%	14.9%	—	13.9%	—	9.9%	—	7.9%	—
(b)/総数 高齢者比率	14.4%	20.0%	—	32.0%	—	41.5%	—	47.5%	—

※平成 27 年、令和 2 年の人口総数は、年齢不詳者を含む。

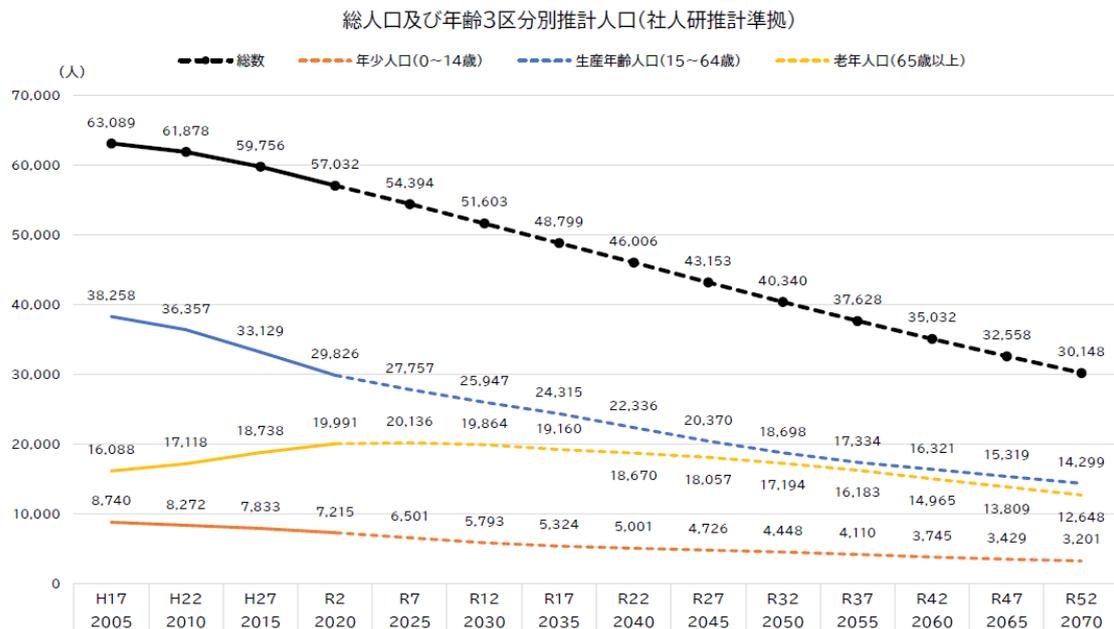
表 1-1(3) 人口の推移 (国勢調査)

(豊野町) 単位: 人

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,629	5,356	95.2%	4,861	90.8%	4,276	88.0%	3,821	89.4%
0 歳~14 歳	1,107	951	85.9%	602	63.3%	486	80.7%	374	77.0%
15 歳~64 歳	3,668	3,350	91.3%	2,789	83.3%	2,229	79.9%	1,807	81.1%
うち									
15 歳~ 29 歳 (a)	1,035	752	72.7%	685	91.1%	464	67.7%	357	76.9%
65 歳以上 (b)	854	1,052	123.2%	1,470	139.7%	1,561	106.2%	1,636	104.8%
(a)/総数 若年者比率	18.4%	14.0%	—	14.1%	—	10.9%	—	9.3%	—
(b)/総数 高齢者比率	15.2%	19.6%	—	30.2%	—	36.5%	—	42.8%	—

※平成 27 年、令和 2 年の人口総数は、年齢不詳者を含む。

表 1-1(4) 人口の見通し



※人口ビジョンより引用

本市の産業別就業人口は、令和 2 年国勢調査で第 1 次産業が 15.1%、第 2 次産業が 21.9%、第 3 次産業が 62.1%となっており、平成 27 年国勢調査と比較すると、第 1 次産業が△1.1%、第 2 次産業が△0.1%と減少傾向となっています。一方で、第 3 次産業は 0.4%と増加傾向となっています。

表 1-1(5) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(宇城市)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年	令和 2 年
総 数	30,213 人	30,649 人	30,643 人	28,640 人	27,418 人
第 1 次産業 人口比率	34.9%	26.5%	18.5%	16.2%	15.1%
第 2 次産業 人口比率	22.7%	26.6%	24.2%	22.0%	21.9%
第 3 次産業 人口比率	42.4%	47.0%	56.9%	61.7%	62.1%

※分類不能の産業は除く。

表 1-1(6) 産業別人口の動向 (国勢調査) (三角町)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年	令和 2 年
総 数	6,366 人	5,805 人	4,711 人	3,725 人	3,252 人
第 1 次産業 人口比率	38.7%	35.3%	33.2%	32.9%	32.3%
第 2 次産業 人口比率	16.2%	17.6%	17.0%	17.0%	17.4%
第 3 次産業 人口比率	45.1%	47.1%	49.8%	50.0%	48.9%

※分類不能の産業は除く。

表 1-1(7) 産業別人口の動向 (国勢調査) (豊野町)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年	令和 2 年
総 数	2,935 人	2,649 人	2,402 人	2,062 人	1,823 人
第 1 次産業 人口比率	41.0%	30.4%	23.7%	21.1%	20.2%
第 2 次産業 人口比率	29.1%	33.7%	26.8%	22.4%	24.1%
第 3 次産業 人口比率	29.9%	35.9%	49.4%	56.5%	55.2%

※分類不能の産業は除く。

(3) 市町村行財政の状況

本市の財政状況は、市税等の自主財源に乏しく、依存財源に頼らなければならぬため、国の動向に左右され易い不安定な財政構造であることに加え、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費が全体支出額の 49%程度であることや、経常収支比率が 97.9%と依然として高い水準にあることから、財政の硬直化が進みつつあります。市町村合併の効果や行財政改革（人件費抑制、施設統廃合、税収等滞納整理強化など）の取り組みにより、財政調整基金等を徐々に増資できたこともあって、財政の健全度を示す健全化判断比率の指標は健全段階に位置していますが、令和 7 年度以降の実質公債費比率及び将来負担比率は、緩やかに悪化していくと見込んでいます。

歳入面においては、地方交付税等の依存財源に頼らなければならない財政構造であることから、年度間の財源調整機能を有する財政調整基金を一定程度取り崩す必要があり、令和6年度には、交付税措置が有利な合併特例事業債も発行上限額に到達しました。

歳出面では、扶助費を中心とした義務的経費が全体支出額の約半分を占める中、教育施設の改築事業、公共施設や道路・橋りょう等のインフラ施設等の長寿命化・老朽化対策、防災・減災、国土強靱化に要する経費等の未来に向けた投資に伴う普通建設事業費など、多くの財政需要が見込まれます。

また、「こども未来戦略」等に基づくこども・子育て政策や、高齢者人口の動向を踏まえた社会保障施策への対応、ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素の加速化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への取り組みなど、多様化・複雑化する行政課題についても国の施策に応じて対応する必要があり、多様化する市民の行政ニーズに応じていくためには、時代に即した真に必要な事務事業を見極め、必要な投資を適切な時期に集中的に行うことを前提に、中期財政計画の下、事業の優先順位等も含め、これまで以上に厳しい選択を行うことで、必要不可欠な公共サービスを維持・推進する必要があります。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	28,421,563	30,170,893	46,226,595
一 般 財 源	17,608,539	18,640,556	17,790,996
国 庫 支 出 金	4,081,147	4,331,070	13,793,358
都道府県支出金	1,779,973	2,139,909	2,744,280
地 方 債	3,298,400	2,446,100	7,477,700
うち過疎対策事業債	224,400	288,600	542,000
そ の 他	1,653,504	2,613,258	4,420,261
歳 出 総 額 B	27,369,426	28,589,721	44,976,949
義 務 的 経 費	13,433,967	15,009,128	15,408,525
投 資 的 経 費	4,432,507	3,356,111	10,458,043
うち普通建設事業	4,378,453	3,000,750	10,152,705
そ の 他	9,502,952	10,224,482	19,110,381

過疎対策事業費	436,048	653,900	990,955
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,052,137	1,581,172	1,249,646
翌年度へ繰越すべき財源 D	132,030	119,168	389,412
実質収支 C-D	920,107	1,462,004	860,234
財 政 力 指 数	0.41	0.40	0.41
公 債 費 負 担 比 率	17.3	21.0	18.1
実 質 公 債 費 比 率	16.2	11.9	8.7
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	86.7	89.5	93.9
将 来 負 担 比 率	124.0	41.3	15.1
地 方 債 現 在 高	33,546,681	31,772,467	41,988,914

※起債制限比率は、制度改正等に伴い算定していない。

公共施設等総合管理計画に位置付けられる建築系公共施設について、本市が所有する施設の総延床面積は、平成 28 年度末現在において 276,403 m²、人口 59,928 人に対する市民 1 人あたりの延床面積は 4.61 m²となり、全国平均 3.22 m²との比較で 1.43 倍になります。現状規模のまま大規模改修や更新を行うと仮定した場合、今後 40 年間で 1,165 億円、年平均 29 億円必要になる試算となります。

一方で、歳入における交付税が減額される中、宇城市人口ビジョンにおいて独自集計した将来推計人口によると、令和 2 年の 57,032 人から令和 52 年（2070 年）には 30,148 人まで減少すると推計されており、人口規模に見合った施設量の適正化、維持管理の効率化などにより安全かつ安定的な維持管理を行っていく必要があります。

また、公共施設のうち新耐震基準以前に建築された建物は、延床面積で 117,796 m²もあり、全体の 42.6%を占めています。

このほか総延床面積に算入していない供用廃止となった建物も多く存在し、倒壊等の恐れもあり、解体等の対策が必要となっています。

土木系公共施設については、本市が保有する施設をこのまま維持し、更新を行うと仮定した場合、今後 40 年間で 1,335 億円、年平均 33.4 億円必要になる試算となります。

一方で、直近 5 箇年の投資的経費の年平均額と比べると、毎年 8.2 億円、40 年間で 328 億円が必要になり、また、本市においては道路・橋りょうの新設改良などが今後も継続的に整備される予定です。また、上水道施設及び

下水道施設については整備済みのため、今後は計画的な更新を進めていく必要があります。

今後、ますます厳しくなる市の財政状況を見据える中では、既存の全ての施設を保有し続けることは困難と考えられるため、残すべき施設を選択し、施設の廃止、統合、移譲等を進めることが大きな課題となっています。このため、一定の見直し方針の下、既存施設の現状を把握し、見直しに向けた取組みを実施していく必要があります。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 (宇城市)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道 (m)	929,058	904,618	950,065	1,004,673	1,009,089
改 良 率 (%)	16.1	35.8	52.0	60.5	64.5
舗 装 率 (%)	62.2	85.1	90.8	93.0	94.1
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	424,240	429,455
耕地 1 ha あたり農道延長 (m)	—	—	—	70	76
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	4,172	4,172
林野 1 ha あたり林道延長 (m)	—	—	—	1	1
水 道 普 及 率 (%)	50.2	57.1	55.7	75.6	72.8
水 洗 化 率 (%)	—	—	54.2	83.3	85.5
人口千人あたり病院、 診療所の病床数 (床)	4	4	18	22	24

※表中「—」は、旧町のデータが不在のため

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、令和 7 年 3 月に「宇城市総合計画」、「宇城市地方創生総合戦略」を策定し、目指す将来都市像を「ここがいい。ともに過ごすまち 宇城」と定め、市制施行時に基本理念として定めた「ひと、自然、文化きらめく未来都市」を基に、各地域が持つ地理的好条件や豊かな自然、伝統的な歴

史・文化などの地域特性を生かし、住民の誰もが安心して、いきいきした暮らしが送れる、活気あふれた地域づくりを基本理念としています。

第2次宇城市総合計画では、市民一人ひとりが「ちょうどいい!」と思える将来都市像を目指してまちづくりを進めてきました。

それをさらに向上させ、「ちょうどいい」のその先、「ここが、いい」と選び、本市の「ここ、がいい」と言いたくなるような。潤いある暮らしや輝く人、風景があり、本市で暮らすひと、働くひと、訪れるひと、市に関わる多様なひとたちと、ともに過ごすまちを目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画は、宇城市総合計画と同一の方向性を目指すものであるため、その目標を地域の持続的発展のための基本目標として定めます。

基本目標	目標年度	三角地域	豊野地域	宇城市
人口	令和12年度	6,052人	3,457人	51,603人
住み続けたいと思う市民の割合	令和12年度	80.6%以上	80.0%以上	87.2%以上
愛着を感じている市民の割合	令和12年度	58.2%以上	65.5%以上	72.0%以上

※R2の総人口（実績）に対する三角地域及び豊野地域の人口割合を算出し、R12の総人口（推計）に乗じて得た値。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年、学識経験者などで構成された宇城市総合政策審議会において評価を行います。また、評価結果については、市ホームページ等で公表します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設等総合管理計画において、以下の3つの柱を基軸としたマネジメントを進めることとしています。

ア 機能向上と安心安全な公共施設等の提供【質】

地方創生による地域の特性を生かした公共施設等のあり方や、多様化す

る市民ニーズに対応した施設の機能向上を図る。また、熊本地震の経験を踏まえた耐震化や防災機能の強化、環境対策やバリアフリー化など安全性と利便性を考慮した施設整備を推進し、質の向上を目指す。

イ 公共施設等の合理的な保有量と最適配置【量】

人口減少、少子高齢化及び過疎化を見据えて、公共施設等の利便性を向上させるため複合化や小規模建替えなどによるコンパクト化を推進し、地域の特性や地域間バランスに配慮した最適な施設配置により、将来の人口規模に見合った施設保有量を目指す。

ウ 運営及び維持の効率化による財政負担の軽減と平準化【コスト】

今後も継続して使用する公共施設等については、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な維持管理と社会的要請に基づく施設の利用状況の見直しを含めた長寿命化を推進する。また、サービス提供などの運営面については、積極的な改善による施設運営や事務事業の効率化に取組み、中長期的な視点に立ったコスト縮減と財政負担の平準化により、次世代の負担軽減を図る。

以上のことから、本計画における施設整備については、本市の公共施設等総合管理計画によって定められた基本方針を念頭に既存施設の機能向上や保有量の最適化、コスト縮減を検討・実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本市では、平成28年熊本地震以降転出超過が続いており、令和元年は転入超過に転じる等の一時的な変化は見られたものの、令和2年には再び転出超過に戻り人口減少に歯止めがかかっていない状況です。また、観光面でも、本市には宿泊施設が少ないことから、来訪者の8割以上が日帰りしているのが現状です。

一方、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症を契機とし、暮らし方・働き方に大きな変化があり、コロナ禍以降、都市から地方への移住や関わり合いは増加傾向にあります。

こうした動きを適切に捉え、本市でも関係人口の創出、移住定住へと繋げていくことが重要です。また、人口の減少は地域の活力を低下させるため、地域を浮揚させる人材育成、コミュニティ活動を支援する必要があります。

(2) その対策

移住定住、地域交流を進めるうえでも、住まいや宿泊の受け皿が必要となります。人口減少地域においては、増加する空き家の利活用を促し、多様なニーズに対応する受け皿を確保します。加えて、地域外からの移住定住・UIJターンを促すため、特定地域づくり事業協同組合制度を活用した新たな雇用の創出、地場産業の担い手の育成を進め、地域活動への人材確保に繋がります。

地域交流を進めるためには、人が集まる拠点が必要です。地域外から人の流れを呼び込み、交流人口・関係人口の増加に繋げるため、住まいや宿泊施設に加え、店舗としての空き家の活用も進めます。

また、移住者の定着や観光客のリピートには地域の受入態勢も重要です。そのため、移住者、観光客を迎え入れる雰囲気づくり、困り事の解決を支援するなど地域人材の育成を進めます。

- ・ 都会にはない自然や景観の魅力を生かし、ワーケーションや二拠点居住等短期滞在向けに空き家を活用した宿泊施設の整備
- ・ 田舎暮らし（スローライフ）希望者に対し、農地付き空き家の活用を促し、改修費用を支援
- ・ 自然の中での子育てを考えている子育て世帯をターゲットに、空き家をリノベーションした賃貸物件の供給促進
- ・ 地域外からの集客を促すため、空き家を活用した店舗への改修費用を支援

- ・ 自然環境や地理的条件を生かした施設の整備及びコンテンツの企画・推進
- ・ 地域の自主的な活動に対する支援を進め、地域コミュニティを活性化させる担い手の発掘、支援

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業 移住・定住	空き家・空き地利活 用事業 目標値：年間15棟	市	
	人材育成	地域コミュニティ活 性化事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新たな公共サービスの提供に伴い施設が必要となる場合には、既存施設の状況を見直すとともに、民間所有施設や民間提供サービスなどの活用を検討します。

また、新たな手法による公園管理のあり方について検討を行い、民間活力による維持管理手法の確立の検討を進め、財政負担の軽減に繋がる公園の維持管理に努めます。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業（農林水産物等販売業含む）

本市では、半島地域、平坦地域及び中山間地域といった変化に富んだ自然条件や立地条件を生かし、野菜、花きなどの施設園芸をはじめ、果樹、水稲、畜産など多彩な農業活動が展開されています。しかし、農業従事者の高齢化や担い手の不足、生産基盤整備の遅れ、耕作放棄地の増加に加え、度重なる自然災害などによる農家の疲弊など多くの課題を抱えています。

三角地域の農業は、柑橘類が基幹作物ではありませんが、他に施設園芸として、イチゴ、ミニトマト、イチジク及び洋蘭などがあり、特に、コチョウランなどを中心とした洋蘭については、日本有数の産地として全国に知られるようになりました。豊野地域の農業は、柿等の果樹が基幹作物であり、他に水稲、葉タバコ、施設園芸としてメロン、にがうり及びナスなどがあります。

当然ながら三角地域及び豊野地域においても、農家の高齢化や後継者不足が深刻化しており、今後、離農による農地の荒廃や自然景観の悪化などが心配されています。

このような現実を踏まえながら、持続可能な基幹作物の生産を維持していくためには大胆な生産基盤の構造改革が必要になります。具体的には生産者の意識改革や園地の集約化あるいは農産物の産地化並びに荒廃した農地の再生を図る必要があります。

中山間地域の多面的機能を確保することを目的とした中山間地域等直接支払制度において三角地域は半島振興対策実施地域及び一部過疎地域に、豊野地域は一部過疎地域にそれぞれ指定されており、平成 12 年度から同制度を活用した取組みを実施しているところです。令和 7 年度からは、新たに第 6 期対策が実施されていることから、参加農家数の拡大推進、農業の多面的機能の維持と耕作放棄の発生防止を図りながら、今後増加傾向にある高齢農家等が農業を継続できるよう優良農地の確保に努めます。さらに、学校給食など食育に積極的に協力し、地元で採れた新鮮な農産物を子どもたちに食べてもらうことで、幼少期から安全安心な農作物を供給する地元農業について関心を持ってもらう必要もあります。

半島地域や中山間地域においては、担い手不足による労働力の減少、農地の不整形、狭小及び排水不良等の問題があり、平坦地域に比べ特に営農に支障をきたしています。そのことを解消するため基盤整備事業に取組み、排水

機場の設置や区画整理を行い、生産性の高い農地を確保するとともに維持管理の効率化、担い手農家の農業経営の安定向上を図る必要があります。

三角地域には「三角駅前フィッシャーマンズワープ」、豊野地域には「アグリパーク豊野」とそれぞれ物産館があります。この場所は、近隣市町から人を呼び込む魅力を秘めており、農林水産物の販売のみならず、地域の核となる観光商業施設として再興を図る必要があります。

イ 林業

本市では、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の健全性を確保するとともに、林業生産活動を持続的に行い、森林資源の循環利用を進めなければならないところですが、多大な費用がかかることから、間伐など適切な維持管理がなされていないのが現状です。

今後は、森林環境譲与税を活用し、林業生産性の向上や森林の適正管理のため林道、森林作業道等の整備を行う必要があります。また、経営・管理が行われていない人工林については、森林経営管理制度を活用した適切な森林管理を推進します。さらに、公共施設や公共事業などで積極的に地元産材の利用促進を図ります。

三角地域及び豊野地域の山林は度重なる自然災害で荒廃箇所が見られるため、この復旧整備を行い、森林の持つ多面的機能の維持増進を図り、併せて、人と自然が共生できる環境を創造していく必要があります。

ウ 水産業

本市の水産業は、漁場の制約や資源の減少などによる漁獲量の減少、輸入水産物の増加などによる魚価の低迷、さらには漁業従事者の高齢化や後継者の減少など厳しい状況にあります。漁港の整備をはじめ、藻場、干潟など漁場環境の改善、さらには消費者ニーズに応えるべき安全で安心な水産物を供給できる体制の整備が求められています。

三角地域においても、同じような環境下にあり厳しい経営状況が続いています。そこで三角地域では三角、戸馳、郡浦、大岳の4漁協が合併し三角町漁業協同組合として組織の強化を図り、漁港の整備や魚礁の設置、稚貝や稚魚の放流を行う栽培漁業及び牡蛎等の養殖漁業等を進めています。一方、漁

業従事者の高齢化や後継者不足等もあり、観光漁業や新たな水産資源の開発、海産物の共同の集出荷体制の整備、加工販売など共同の力が発揮できるような分野の開拓を進めています。併せて、漁業振興はもとより、高潮津波等から生命及び財産を保護する漁港施設の整備等も必要です。また、人々が海洋に親しめるような交流の場所としての漁港の整備も今後の課題です。

エ 港湾の整備

港湾機能の整備は三角港港湾計画に基づき県で行われており、物流機能強化のための岸壁の整備や観光交流拠点として、緑地等の整備が進められています。

明治 20 年に熊本県で最初に外貿港として世界の国々に扉を開いた三角西港。その開港から現在に至るまで本県の経済・文化の振興に寄与した功績は多大なものがあり、三角地域住民の誇りとして今日まで受け継がれてきました。そのような歴史を踏まえながら公園化や公共建築物の復元、修築などが進められ、地域内外の人々の憩いの場として、また観光スポットとして脚光を浴びるまでになりました。

西港浮棧橋が建設され、商業の集積、観光振興等の多様化を検討しながら観光港としての整備も行わなければなりません。

三角東港は、三角港港湾計画等に基づき港湾整備事業が進められており、水深-10m岸壁第 1 バース及びふ頭用地については完成しています。三角港をとりまく社会情勢の変化に伴い観光施設と一体となった地域振興策について引き続き検討していく必要があります。

オ 商工業（製造業及び情報通信産業を含む）

本市では、地域の活力を向上させていくために、地域性に即した商工業の振興に向け、商工会等との連携のもと、事業所への支援や内発的な産業開発への支援をはじめ空き店舗対策を進めています。

しかし、三角地域の商工業は更に厳しい環境にあります。郊外型の大型店舗の進出に並行し、既存商店街の衰退が進み、地域内からの購買力の流出が激しく、大きな課題となっています。また、JR三角駅前には住民生活に必要な機能が集積されている地域ですが、この周辺商店街がシャッター通りとな

ったのは三角地域の人口減少と経済規模の縮小による商工業の衰退、沈滞化が要因と考えられるため、JR三角駅を拠点として賑わいの場を作ることが商業活性化のカギです。

企業誘致は、雇用機会の創出、消費の拡大、税収の確保を図るうえで重要な役割を担っています。製造業は松橋・小川町を中心に集積し、一方で、県南、九州南部への通過点でもあることから物流業の需要も高いと考えられます。

しかし、本市は新たな工場等、企業誘致を行うためのまとまった規模の用地が不足しており、企業の新規立地、増設の障壁となっています。豊野地域は松橋インターチェンジに近いことから、輸送面での利便性が高く、製造業及び物流施設の誘致に適しています。そのため、民間投資を促し、用地不足解消を図る必要があります。さらには、過疎地域の生活を豊かにするICTや最先端技術など、情報通信産業の振興も不可欠となっています。

カ 観光（旅館業を含む）

本市は、すぐれた自然、歴史、文化、農林水産品など多種多様な観光、物産資源に恵まれています。観光客の受入態勢の未整備や資源を生かしきれていない部分があります。

そこで、観光施設・町並み景観整備等々を進め、観光地へのアクセスを円滑にする道路や観光標識などを整備する必要があります。一方で、老朽化した便所などの公園施設は、利用するには危険なため、解体、改修するなどの対応が必要となっています。

三角地域には、三角西港、海のピラミッド、金桁温泉、若宮海水浴場など豊富な観光施設が点在しています。中でも、三角西港は平成27年7月に荒尾市の万田坑とともに「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界遺産に登録されたことから、「顕著な普遍的価値」を守りつつ、三角地域を含む市全体の観光振興の核として、他の観光施設や周辺地域との連携を深める必要があります。交流人口の拡大に向け、観光ルート開発、特産物の開発、イベント等の定期的・継続的開催により三角地域の恵まれた地域資源を県内・全国にPRし、これらの施設等をいかに有効活用するかが今後の活性化のカギとなります。

また、宇城市観光物産協会や商工会をはじめ周辺市町との連携事業を行い

ながら、観光産業の振興を図る必要があります。

なお、集客効果の高いクルーズ船は、三角港への入港回数が年々減少しているため、今後積極的なポートセールスが課題となっています。

(2) その対策

ア 農業（農林水産物等販売業を含む）

- ・生産性・収益性の向上を目的とした圃場や農道の整備
- ・優良品種導入の促進と農産物の産地化
- ・中山間地域等直接支払制度等を活用した荒廃地の発生防止と優良農地の維持管理
- ・都心部へのアンテナショップの開設
- ・地産地消の推進
- ・グリーンツーリズムの導入

イ 林業

- ・水源のかん養、自然災害等の防止機能保持のための森林の整備
- ・公共施設等への県産木材利用促進

ウ 水産業

- ・後継者の育成と観光漁業の育成
- ・水産物の加工販売所の設置
- ・漁港施設の機能保全と高潮津波等から生命・財産を保護する施設の整備等
- ・魚礁の設置や稚魚等の放流を行う栽培漁業等による水産資源の回復と持続的利用

エ 港湾の整備

- ・三角西港の整備（緑地等の整備）
- ・三角東港の整備
- ・港湾を活用した商業、観光産業の振興

オ 商工業（製造業及び情報通信産業を含む）

- ・ 観光産業の振興と既存商店街との連携強化
- ・ JR三角駅周辺の再開発
- ・ 接遇等サービス研修会の開催
- ・ 三角地域、豊野地域の資源を生かした特産品の開発
- ・ 集客イベントにおける特産品の販売
- ・ 豊野地域から松橋インターチェンジ付近に物流施設等の企業誘致
- ・ 企業の新規立地・増設に必要なインフラ整備の支援

カ 観光（旅館業を含む）

- ・ 国際及び国内観光旅客の誘致
- ・ バス、タクシー、鉄道事業者等の交通事業者並びに民間団体や行政等の連携強化
- ・ 観光案内ガイド等の養成
- ・ イベントの定期的・継続的開催による情報発信
- ・ 世界文化遺産である三角西港の観光、レクリエーション拠点としての整備
- ・ 金桁温泉の観光、レクリエーション施設としての整備と活用促進
- ・ 戸馳島観光の促進と観光拠点の整備
- ・ 若宮海水浴場及びキャンプ場、並びに周辺の観光交流拠点としての整備と活用促進
- ・ 地域おこし協力隊制度を活用した観光商品開発と集客促進
- ・ 観光遊覧船の就航
- ・ 県立自然公園（高野山園地）や自然歩道の整備
- ・ 天草宇土半島地域広域連携事業や宇城地域観光推進協議会など近隣市町との連携
- ・ 老朽化した便所など公園施設の解体及び更新

(3) 計画
事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	大口西部地区畑地帯総 合整備事業 (担い手育成型)	県	
		里浦地区水利施設等保 全高度化事業 【畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備中山間 地域型)】	県	
		戸馳地区農業競争力強 化基盤整備事業 (中山間地域型)	県	
	(2) 漁港施設	漁港海岸保全施設整備 事業	市	
	(7) 商業 その他	三角駅周辺街路灯 LED 化等事業	市	
	(9) 観光又はレク リエーション	物産館改修事業	市	
		若宮海水浴場整備事業	市	
		金桁温泉整備事業	市	
		市立公園老朽施設修 繕・更新等事業	市	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 観光	三角地区PR事業	市	
		寺島観光拠点施設整備 支援事業	市	
	企業誘致	企業振興促進事業（補 助金）	市	
(11) その他	港湾整備事業(負担金)	県		

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
三角地域 豊野地域	製造業、旅館業、情報 サービス業、農林水産 物等販売業等	令和8年4月1日～ 令和12年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記(2)及び(3)のとおり

ウ 産業振興における近隣市町との連携

産業振興を促進するにあたり、近隣市町と連携することでより効果が見込める事業については、近隣市町との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

漁港施設は、漁港及び漁場の整備等に関する法律、県の漁港管理条例及び市の漁港管理条例等に基づいた管理を行い、保全計画・長寿命化計画による整備を計画的に行います。

三角西港観光施設は、その価値を後世に伝え残すため、「世界遺産三角西港修復公開活用計画」に基づき、保全及び運営を行うとともに、市の観光拠点として活用し、交流人口の増加に繋がります。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市は令和元年度、民間事業者による光回線敷設により、全域に超高速ブロードバンド環境を整備しました。さらに令和7年度には、合併前の各旧町で地域イントラネット基盤施設整備事業によって敷設されていた自営光ファイバーケーブルを撤去し、ネットワークインフラを刷新しています。

今後は、この高度情報通信網を最大限に活用し、オンライン行政サービスの拡充と利用促進、ならびにデータ連携基盤の整備を一体的に推進することが急務です。また、全ての住民がデジタル社会の恩恵を享受できるよう、高齢者等への情報リテラシーの向上を図り、デジタル・デバイドの解消に向けた取り組みを強化します。

さらに、EBPM (Evidence-Based Policy Making) の手法を用いて取得したデジタル情報を分析し、交通手段の不足、高齢者支援、買い物弱者対策、防災力強化など、過疎地域が抱える課題の解決に活用します。市民・企業・行政が保有するデータを相互に共有・連携させることで、地域の実情に即した実効性の高い施策を迅速に展開し、持続可能な地域づくりを推進します。

(2) その対策

なし

(3) 計画

なし

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

なし

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国道等の主要幹線道路の整備

本市は、南北に国道 3 号と九州自動車道が縦貫、松橋インターチェンジ及び宇城氷川スマートインターチェンジがあり、国道 266 号及び国道 218 号が東西に結んでいます。鉄道は J R 鹿児島本線及び J R 三角線があり、交通の利便性が極めて高い地域です。今後は、地域産業の発展や地域内交流の促進、連携強化及び生活の利便性を確保・維持するため、国道、県道、市道、農道などを総合的な交通ネットワーク網として整備、点検・維持管理していかなければなりません。

三角地域の交通体系では、主要道路は、国道 57 号及び国道 266 号、県道は宇土半島を横断する郡浦網田線、鉄道は J R 三角線があり、J R 三角駅から J R 熊本駅まで約 1 時間、熊本市街地まで車で約 1 時間の距離にあります。海上交通は、J R が運行する観光列車「A 列車で行こう」と接続する定期船が上天草市へ就航しています。

豊野地域の交通体系では、主要道路は、国道 218 号、県道は小川嘉島線、下郷北新田線があり、熊本市南区城南町と隣接しており、熊本市街地まで車で約 40 分の距離にあります。

近年の気候変動の影響により、気象災害が激甚化・頻発化しており、両地域においては、自然災害等に対して脆弱な箇所もあり、三角地域では冠水や土砂崩れにより幹線道路の一部区間が不通となるなど、早急な整備が必要です。

高規格道路として整備される「熊本天草幹線道路」は、松島有料道路、松島有明道路、三角大矢野道路及び本渡道路が供用され、熊本宇土道路、宇土道路、宇土三角道路、大矢野道路、本渡道路Ⅱ期の 5 区間で整備が行われており、早期完成に向け、関係機関等との連携が必要です。

イ 市道の整備

本市が管理する道路は約 1,000 km と膨大であり、三角地域は 219.1 km、豊野地域は 125.8 km、うち整備済はそれぞれ 52.5% 及び 73.5% であり、適正な維持管理や計画的な整備が必要ですが、新設及び更新等に要する費用増加が懸念されます。

また、熊本天草幹線道路「宇土三角道路」の整備による周辺地域相互の交通円滑化機能を図ることに加え、周辺道路で新たに交通渋滞が発生しないよう、周辺道路整備について県と連携していく必要があります。

加えて、バリアフリー法や同法に基づく道路移動等円滑化基準に加えて、高齢者・障がい者等をはじめとした全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間の整備について等、取り組むべき課題が残されています。

(2) その対策

- ・熊本天草幹線道路「宇土三角道路」の早期完成
- ・国道 266 号の交差点改良及び冠水対策の要望活動
- ・国道 218 号の 4 車線化整備計画の決定、早期の整備着手及び拡幅改良
- ・天草方面から九州縦貫自動車松橋 IC 間の高速交通体系の整備
- ・市道の新設、改良等による整備促進
- ・主要幹線における車道及び歩道の整備
- ・市道の道路施設の点検、維持補修
- ・JR 三角線の利用促進

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(1) 市町村道 道 路	塩屋大田尾線道路改良 工事	市	
		上本庄八柳線道路改良 工事	市	
		矢崎山田線道路改良工 事	市	
		大口海岸 1 号線道路改 良工事	市	
		東港金桁線道路改良工 事	市	

		上安見区内6号線道路改良工事	市	
		上安見区内7号線道路改良工事	市	
		陣・森ノ木線道路改良（カラー舗装）工事	市	
		北小畑内線一号改良工事	市	
		北小畑内線二号改良工事	市	
		県道下郷北新田線単県道路側溝整備事業（県事業への負担金）	市	
		有働団地4号線道路維持（舗装）工事	市	
		金桁中河原線道路維持（舗装）工事	市	
		金桁涼松線（舗装）道路維持工事	市	
		上下出線道路維持（舗装）工事	市	
		底江大口線道路維持（舗装）工事	市	
		浦石打線道路維持（舗装）工事	市	
		安見・巡線道路維持（舗装）工事	市	
		安見・六ツ枝線道路維持（舗装）工事	市	
		山ノ神・新開線道路維持（舗装）工事	市	

		三由・宮山線道路維持（舗装）工事	市	
		福祉センター・相良線道路維持（舗装）工事	市	
		経塚・古賀原線道路維持（側溝・舗装）工事	市	
		猿喰川線道路維持（舗装）工事	市	
		猿喰・榎原線（舗装）道路維持工事	市	
		古閑原 1 号線法面補修工事	市	
	橋りょう	尾崎第三橋橋梁補修工事	市	
		郷開橋橋梁補修工事	市	
	(2) 農道	郡浦 2 期地区基幹農道整備事業	県	
		郡浦 3 期地区基幹農道整備事業	県	
		三角地区基幹農道整備事業	県	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地方バス運行等特別対策補助金	市	
		乗合タクシー運行補助金	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路施設は、日常のパトロールや定期的な調査測定により、常に施設の状況把握に努めながら、個別施設計画を策定し、「事後保全管理型」から適正な時期に修繕や補修を行う「予防保全型」へ転換を図り、適正な維持管理と費用の縮減を目指します。

農道については、舗装の損傷状況を定期的に調査し、通行の安全性と利便性を確保するため、必要に応じて計画的かつ継続的に整備を行います。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道の整備

本市では、良質な水源を確保しつつ、上天草・宇城水道企業団からの受水により、低廉で安定的供給を目指す一方、給水人口・給水量の減少が想定される中で、効率的な経営と健全なサービス提供が求められています。また、浄水場や配水池、主要な管路、管理システム等について、老朽施設の更新や機能の向上を計画的に推進する必要があります。

令和6年度末において、三角地域の給水人口は5,131人、給水区域内の水道普及率は97%、豊野地域の給水人口は1,799人、給水区域内の水道普及率は57%であり、今後とも水道整備地域内における未加入者への加入を促進する必要があります。

イ 生活排水処理施設の整備

本市の生活排水処理は、公共水域の水質浄化や水質保全、生活環境・住環境の改善を図ることを目的に、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業を実施しています。

三角地域は、浦地区で集合処理である農業集落排水施設が整備されており、その他の地区は個別処理である合併処理浄化槽の設置を推進しています。また、豊野地域は、東部地区、西部地区、安見地区の3地区で農業集落排水施設が整備されています。

令和6年度末において三角地域の処理区域内人口は302人、豊野地域の処理区域内人口は3,489人となっており、今後区域内の人口が減少する恐れがありますが、利用者の生活環境の維持を図るため、施設の保全を目的とした改修等を実施する必要があるとともに、処理人口に合わせた施設の統廃合や施設規模のダウンサイジングを検討していく必要があります。併せて、未整備地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進することで、水洗化率の向上を図っていく必要があります。

ウ ごみ処理

本市のごみ処理については、市民生活水準の向上、多様化等に併せ、排出されるごみの種類も多種多様化しています。そのごみの処理に対応すべく、平成19年度からごみの分別収集(20品目)を実施し、令和元年度からは、24品目に回収品目を拡大して、おおむね適切な処理が行えています。

しかし、不法投棄は後を絶たず、ごみ処理においては、大きな問題の一つ

です。今後、市民の環境や廃棄物処理の問題に対する意識向上を図り、併せて、さらなるごみの減量化に向けて新たな取組みを検討していく必要があります。

三角地域及び豊野地域においても、同様の状況下にあります。徹底したごみの分別収集の実施により、従来廃棄されていたものを資源物として再生して、効果を上げるとともに、不法投棄等の問題においても、徹底した対策が求められています。

エ し尿、生活排水処理汚泥

本市のし尿処理については、民間業者が行っている収集運搬業務について適切な指導と助言を行い、その効率化に努めています。また、他市町と共同利用のし尿処理施設（宇城広域連合環境再生センター）が令和3年4月より供用開始されています。

三角地域及び豊野地域のし尿及び生活排水処理も、同様の処理を実施し、おおむね順調に進展しています。また、浄化槽の設置の奨励（補助金の交付）などで生活環境の改善にも取り組んでいます。

今後とも、三角地域に広がる海や豊野地域を流れる河川が、生活排水の流入により汚染されることが無いよう、汚水の浄化対策に積極的に取り組んで行かなければなりません。

オ 廃棄物処理施設対策

本市は、山から海まで多様で豊かな自然環境を有しています。その自然環境の保全と再生を行い、豊かな自然と共に生きる社会を形成していくことを目指し、種々の事業を行っています。

しかし、現在のところ、三角地域及び豊野地域でも、担い手不足による耕作放棄地の増加や里山の荒廃などの様々な問題が起きています。

この中でも特に、三角地域の戸馳島中心に位置する農産廃棄物処理施設の存在が大きな問題となっています。本施設は、昭和55年11月に完成し、約17年間稼働しましたが、その後、同市内の松橋町に新たな一般廃棄物処理施設が完成したため、稼働を停止しました。稼働停止後、平成24年度に煙突の一部が隣接している花き栽培のハウスに剥落したため、平成25年度には、これ以上の剥落を防ぐため、緊急に煙突の補修工事を行っています。また、

この農産廃棄物処理施設周辺へのごみの不法投棄や、敷地内への無断侵入がしばしば報告されており、地元の生活環境の悪化や、事故・犯罪事件の可能性、火災等も懸念されています。

これらのことから、戸馳地区で将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、また、当地区で盛んな花き栽培の環境を整備するため、農産廃棄物処理施設の解体を行う必要があります。

カ 消防施設の整備

本市の消防体制は、宇城広域連合消防本部と宇城市消防団（1,233名：令和7年4月1日現在）から成り立っています。宇城地域の都市化の進展状況や道路網の整備状況及び地域特性等を勘案して消防署の適正配置を検討するとともに、幼年・少年消防クラブ、婦人防火クラブなど民間による防火の組織づくりを進めます。

三角地域の消防体制は、宇城広域連合消防本部と宇城市消防団三角方面隊210名、豊野地域の消防体制は、宇城広域連合消防本部と宇城市消防団豊野方面隊139名から構成され、消防防災活動を行っています。装備については小型動力ポンプ及び積載車が三角地域18班と豊野地域12班の全班に備えられていますが、今後は計画的に装備の更新を進めて行かなければなりません。また、耐震性貯水槽の建設や消火栓の整備等を進めると同時に、消火器の取扱方法あるいは災害のときの避難場所や災害危険箇所などの防災計画を住民に対し周知徹底を図らなければなりません。

キ 住宅地・市営住宅の整備

本市では、市民が住み慣れた地域で、安全で安心して住み続けられる住宅を確保するため、都市における機能的な用途地域を指定し、秩序あるまちづくりを進めています。市営住宅については、耐用年数を経過し、狭小で老朽化が進んでおり、民間活力を活用するなど良質な公的賃貸住宅の供給を推進する必要があります。

三角地域及び豊野地域の住宅事情は、市街地を中心に空き家・空き地が増加しています。また、倒壊寸前の家屋が目立っており、環境衛生上においても深刻な問題となっています。地域住民では、解決が難しいこのような問題

を行政が地域と連携して解決する必要があります。農村部等においては、すばらしい自然環境が保持され、老後を楽しみたいという人々が家を新築する動きが見られます。また、熊本市へ、三角地域からはJRで約1時間、自家用車でも約1時間、豊野地域からは自家用車で約1時間という距離にあり熊本市のベッドタウンとしての必要条件も備えているため、住宅用地の造成に積極的に取り組みます。さらに、既存民間住宅のストック活用を推進することで、空き家問題の解消及び将来的な空き家問題の抑制を目指します。

三角地域及び豊野地域の市営住宅は、老朽化の上、狭小であるため防災上や生活環境上からも問題を抱えている状況にあります。今後は経費を抑制するため、民間の資本を活用することも視野に入れ、計画的に質の高い住宅供給を図り、良好な生活環境を整備する必要があります。

ク 交通安全・防災対策

本市では、住民参加型の交通安全運動を展開するとともに、幼児から高齢者まで一貫した交通安全教育を推進しています。また、防災についても平成11年9月の台風被害などの教訓を踏まえ、堤防、護岸、消波工、樋門といった海岸保全施設の整備を総合的に進めるとともに、自主防災組織の結成促進に努め、高潮、津波、地震等による災害防止対策を講じます。併せて、災害時における中長期に至るまでの避難収容や海上輸送による支援物資の集積基地等の役割を担う施設の新規整備に取り組みます。

三角地域及び豊野地域は、人命に関わる交通事故は少ない状況ですが、負傷事故は多く発生しています。また三角港周辺は船舶が輻湊（ふくそう）する海峡であり、プレジャーボートやマリンスポーツを楽しむ若者が急増し、海難事故も心配されています。今後は関係機関との連携を更に深めつつ、ルール講習会やモラルの向上等に努めなければなりません。

また、交通標識や交通案内板、ガードレールやカーブミラー等の適切な設置を進めていきます。

防犯対策では、地域ぐるみで青少年を育てるという意識をかん養するとともに、暗がりを無くすような取り組みが必要です。今後は、行政区における防犯灯設置の支援や既存防犯灯のLED化を推進します。

(2) その対策

- ・水道普及率の向上及び水道施設の更新、整備

- ・ 下水道接続率の向上及び農業集落排水施設の改築、更新
- ・ 個人設置型合併浄化槽の設置促進
- ・ ごみの分別の徹底と産業廃棄物対策の強化
- ・ 農産廃棄物処理施設の解体及び撤去
- ・ 海や河川の浄化に関する啓発
- ・ 若年層の消防組織への加入促進
- ・ 消防施設（ポンプ、消火栓等）等の更新、整備
- ・ 市営住宅の整備
- ・ 自主防災組織の結成促進
- ・ 防災施設の整備
- ・ 行政区における防犯灯設置の支援及び既存防犯灯のLED化

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道施設整備事業	市	
		上水道施設更新事業	市	
	簡易水道	簡易水道施設整備事業	市	
		簡易水道施設更新事業	市	
	(2) 下水処理施設 農業集落排水施設	豊野西部地区農業集落排水施設改築更新事業	市	
		豊野東部地区農業集落排水施設改築更新事業	市	
		豊野安見地区農業集落排水施設改築更新事業	市	
		三角・浦地区農業集落排水施設改築更新事業	市	
	(5) 消防施設	消防施設等更新事業	市	
		消防積載車購入	市	
		小型動力ポンプ購入	市	

(6) 公営住宅	古氷団地解体	市	
	馬立住宅解体	市	
	出店団地解体	市	
	山崎団地解体	市	
	上巢林小集落改良住宅改修事業	市	
	響原団地改修事業	市	
	響原復興住宅改修事業	市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	廃棄物処理施設解体事業	市	
(8) その他	海岸整備事業（負担金）	県	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

水道施設は、上水道・簡易水道の許認可見直しを行い、アセットマネジメント計画に基づいた、施設の統廃合を目指します。また、管理においても老朽化が進み更新が必要になってくるため、耐震性も考慮し布設替を実施していきます。

農業用排水施設については、新規整備を国や県の補助事業を活用して推進するとともに、老朽化した用水路やため池等については、機能低下の著しい施設から優先的に補強・改修・改良を行い、限られた財源を有効に活用しながら、計画的かつ持続的な整備を進めます。

公営住宅は、宇城市営住宅長寿命化計画に基づき、耐久性向上の改修や予防保全的な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和7年3月末時点で19,829人（全人口割合35.4%）であり、今後更に高齢化率が高まることが予想されます。高齢社会に対応すべく、公共的施設等を活用しながら介護・福祉基盤の整備を促進していかなければなりません。

また、高齢者が自立した生活を送り、社会活動に参加できるようシルバー人材活用事業、老人クラブ活動、ボランティア活動の奨励など高齢者の生きがい対策の充実を図っていく必要があります。

特に三角地域では、65歳以上の高齢者比率が令和7年3月末時点で49.9%と非常に高くなっており、世帯の構成も高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、万が一の場合の救急医療や防災の連携システムの構築も急がなければなりません。

イ 介護保険

平成12年4月に発足した介護保険制度によるサービス対象者は、年々増加しています。本市では、高齢者などに対して生活関連サービスや介護予防に関するサービスの充実を目指しています。

三角地域は特に市平均よりも10%以上高齢化率が高い状況にあり、介護保険事業計画の着実な履行が求められています。今後更に高齢化率の上昇が顕著になるとの推定もあるため保健・医療・福祉の連携を深めつつ高齢者が元気で自立した生活が送れる環境の整備に努めなければなりません。

ウ 児童福祉

少子化・核家族化の進行と近年の社会環境の変化が相まって、子育て世代は育児不安や仕事と子育ての両立に悩みを抱えています。そこで本市では、延長保育など特別保育事業による仕事と子育ての両立支援、地域子育て支援センター事業など家庭、地域、職場を通じたさまざまな支援策を実施しているところです。保健師等の家庭訪問による個別支援と併せて、三角支所や三角防災拠点センターを活用した育児相談や乳児健診などの母子保健事業を推進しています。また、青少年の健全育成に関わる諸団体等の

活動の活性化に努めるとともに、家庭、学校、PTA、警察、行政などを含めたネットワークを構築しています。

旧市立保育園の大岳保育園、青海保育園、戸馳保育園の園舎についてはいずれも老朽化により利活用が難しく、景観保全等のため解体を視野に処分を検討します。

エ 障がい者福祉

本市で障がいのある人（身体・知的・精神）の登録者は令和7年3月時点で4,228人です。障がいのある人のニーズは障がいの種類、部位、形態、程度、年齢により多種多様にわたっており今後もこれらのニーズに対応していくため、早期発見、治療、リハビリ、教育などライフステージに応じた施策が必要です。

また、令和6年3月に宇城市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定しており、市全域において計画を実施しています。

三角地域においては、障がい福祉サービス等提供事業者が不知火町や松橋町、小川町に集中していることから、通所において時間的、距離的な制約を受けるため、当該地の施設間の連携を深め、自立に向けた支援を行っています。

豊野地域においては、障がい福祉サービス等提供事業者数は少ないですが、隣接する松橋町や小川町の事業者を利用することで自立に向けた支援を行うことができます。

(2) その対策

- ・ 後期高齢者対策の充実（介護、医療等）
- ・ 保健、医療、福祉の連携強化
- ・ 相談事業、情報提供の充実
- ・ 障がい者福祉サービスの支援体制強化
- ・ 障がいの早期発見、治療、リハビリの実施
- ・ 雇用、就労への支援
- ・ 社会参加の促進

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	旧豊野町学童保育所解体事業	市	
		旧大岳保育園園舎解体事業	市	
		旧青海保育園園舎解体事業	市	
		旧戸馳保育園園舎解体事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

保育園は、限られた人材や財源をより効率的・効果的に活用して、多様化する保育ニーズへの対応や待機児童の解消、そして、子育て支援を推進するために公立保育所の民営化を行いました。

保健施設は、保健事業の統合などを図るとともに、防災拠点施設などの公共施設を有効活用するなど、合理的な事業運営が図れるように取り組むこととします。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市では、市民に適切な医療を提供するため、民間病院、診療所や老人保健施設などがあり、保健医療施設の機能分担や在宅医療推進に向けた連携強化を図っています。

三角地域においては、公的病院に位置付けられている済生会みすみ病院を核として、近隣市町や医師会をはじめ、宇城広域連合消防本部等と連携を図りながら、地域医療及び救急医療の充実が図られつつあります。

豊野地域においては、民間病院が少ないことから特定診療や重症患者、休日、夜間の救急医療等については管内の公的病院、救急病院等や他地域の総合病院に依存せざるを得ない状況です。

三角地域及び豊野地域において引き続き、在宅当番医制度や病院群輪番制を中心とした医療体制の充実強化をはじめ、日ごろの健康づくりや疾病予防の推進体制の強化を図る必要があります。併せて、重症化予防としての健診意識の高揚や、保健指導体制をより充実させるとともに、保健所、近隣市町、医師会、医療機関等との連携を密に健康管理体制を充実させる必要があります。

(2) その対策

- ・ 公的病院等への運営助成補助
- ・ 済生会みすみ病院を核とした救急医療の充実
- ・ 病院（主に3次医療）と診療所、診療所間の連携強化
- ・ 各種健康診査の実施（受診者の増加策を含む）

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市では、教育環境の整備を進めており、特に学校、家庭、地域が一体となり社会の変化に対応した教育を推進し、地域に誇りをもって暮らができる次世代を担う人づくりを進めています。また、自然、歴史、文化資源など地域の遺産資源を生かし、多くの市民やさまざまな団体と協力して、後世に引き継ぐ地域づくりを推進しています。義務教育においては、基礎・基本を身につけ個性を伸ばす教育の推進や豊かな心と健やかな体の育成、安全・安心で機能的な教育環境の整備などを推進しています。

三角地域では、平成8年に1中学校、2小学校を基本とする学校統合計画を策定し、それに基づき平成10年度に三角北小学校と三角小学校を統合したのを皮切りに、順次計画に沿って統合を進めてきました。その結果、平成17年4月に戸馳小学校と三角小学校を統合して1中学校、2小学校体制が確立しました。また統廃合に伴い必要な校舎、体育館、グラウンドなどの建設及び施設の改築等も推進してきました。

豊野地域では、これまで小・中学校が隣接していたことで連携教育が積極的に行われてきましたが、更に特色ある教育を生かすため、平成25年から施設一体型の小中一貫教育をスタートしました。これにより、地域の特性を生かした教育活動を連続した学びの中で効果的に展開することで、子供たちの将来の自己実現に向けて必要な生きる力や社会性を育てることができ、同時に施設の効率的な運用も可能となりました。

文部科学省の調査によると、学校施設における空調（冷房）設備の設置率については、令和6年9月時点で普通教室99.1%、特別教室68.7%、体育館等22.1%であり、本市では、普通教室100%、特別教室で95.8%、体育館等0%の設置率となっています。近年の国内外における異常な気候変動など、様々な影響による熱中症事故への対策のほか、災害時の避難場環境の改善のため、文部科学省では空調整備の加速化対策として、「臨時特例交付金」を創設されました。今後は、屋内運動への空調整備の推進が急務となっています。

また、学校体育館のアーリーナ照明については、平成29年1月までに全てLED化が完了していますが、それ以外の居室については、熊本地震の影響による施設の健全度の低下による改築事業が先行し、学校施設長寿命化計画で示す長寿命化改修や大規模改修などの予防保全対策の進捗が遅れているため未整備です。昨今、水銀に関する水俣条約により2027年度以降の水

銀含有灯具の製造や輸出入の中止が決定されており、灯具の入手が困難になる状況が迫る中、今後は、最適な照明環境を確保しつつ、電気使用量の抑制や、Co2 排出量の削減などへの対応のため照明設備の LED 化を進める必要があります。

学校給食においては、「生きた教材」として地場産物の活用や米飯給食を推進し、食に関する指導を行っています。また、三角中学校ではランチルームで全生徒が揃って給食を実施するなどしています。

なお、学校給食施設は、令和6年4月より市内全ての小中学校を宇城市学校給食センターに統合しており、学校給食衛生管理基準に適合した衛生的かつ安全な調理場により、安全安心でおいしい学校給食を提供し、持続的な健全運営を計画的に推進しています。

教育の内容については、学習指導要領の理念である『『生きる力』を育むこと』を実現するため、道徳教育の充実などその具体的な手立てを着実に遂行して行かなければなりません。特に郷土を愛し、人に優しく、自己を大切にする心豊かな人間を育てていく。そのために学校教育に一般住民が関わっていけるような開かれた学校づくりに努めなければなりません。

学校の状況

(三角地域・豊野地域)

	区 分	令和7年度					平成17年度		
		児童・生徒数	屋外運動場	校舎の面積				屋内運動場	児童・生徒数
				総面積	鉄筋	木造			
小学校	三角小 (三角)	人 138	m ² 10,223	m ² 4,559	m ² 4,505	m ² 54	m ² 1,100	人 356	
	青海小 (三角)	83	10,885	2,441	2,428	13	748	150	
	豊野小 (豊野)	148	1642	2,388	2,388	0	0 ※中学校と共用	251	
中学校	三角中 (三角)	123	19,087	4,746	4,731	15	1,479	269	
	豊野中 (豊野)	87	12,807	2,844	2,781	63	1,173	146	

(令和7年5月1日現在)

イ 社会教育

本市の社会教育は、未来を担う子供たちの成長を支え、「社会に開かれた教育課程」を実現するために、地域と学校が連携・協働し社会総掛かりで教育を行う地域学校協働活動を推進するとともに、地域コミュニティ活動の拠点となる施設を有効活用していきます。

人権教育・啓発については、未だに差別事象が発生しており、さまざまな人権問題があります。一人ひとりが尊重され、それぞれの夢や願いが叶えられ、だれもが生まれて良かったと思えるようなふるさとをつくることのできるよう、行政、学校、企業、民間団体、家庭及び地域が一体となって人権教育、啓発活動などさまざまな人権問題への取組みを進めます。

さらに、学校統廃合に伴う廃校舎等については、生涯学習センターとして活用してきましたが、施設の老朽化が激しい施設については、解体等の整備を行います。

また、読書離れが進んでいる中、図書館では様々なイベントや事業を行いながら、利用者の増加を図ります。

ウ 社会体育

本市では、市民が主体的にスポーツに親しみ、継続してスポーツ活動を実践できる環境整備を推進し、スポーツによって市民の心身の健康づくりを図ることで、明るく活力ある地域づくりを進めています。

三角地域及び豊野地域においても、スポーツ推進委員や体育協会支部をはじめとする関係団体と連携し、地域スポーツの振興を進めています。が、少子高齢化や人口減少問題にいかに対処していくかが重要な課題となっています。

また、体育施設の老朽化に伴う改修等を進め、地域の特性を生かしたスポーツ振興施策を関係団体と連携し、いかに展開していくかが重要となっています。

(2) その対策

- ・ 郷土愛に燃えた青少年の育成
- ・ 開かれた学校づくりの推進
- ・ 通学手段の確保
- ・ 海洋スポーツの普及奨励
- ・ 地域コミュニティ施設の有効活用

- ・教育施設における安心安全な施設環境の確保
- ・廃校舎等老朽化した教育施設の解体
- ・学校給食を活用した食育の推進

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
8 教育の振 興	(1) 学校教育関連 施設校舎	三角小学校校舎予防改 修事業	市	
		三角小学校 LED 照明改 修事業	市	
		青海小学校 LED 照明改 修事業	市	
		三角中学校校舎予防改 修事業	市	
		三角中学校 LED 照明改 修事業	市	
		豊野小・中学校 LED 照 明改修事業	市	
	屋内運動場	三角小学校屋内運動場 LED 照明改修事業	市	
		青海小学校屋内運動場 LED 照明改修事業	市	
		青海小学校屋内運動場 改築事業	市	
		三角中学校屋内運動場 空調整備事業	市	
		三角中学校屋内運動場 LED 照明改修事業	市	
		豊野小・中学校屋内運 動場 LED 照明改修事業	市	
	スクールバス・ポー ト	三角地区スクールバス 購入事業	市	
	(3) 集会施設、体 育施設等 集会施設	郡浦地区市民館改修事 業	市	
		郡浦地区市民館施設案 内看板設置事業	市	

		大岳地区市民館改修事業	市	
		上巢林教育集会場及び教育公園照明設備改修事業	市	
体育施設		戸馳地区生涯学習センター体育館耐震補強事業	市	
		三角グラウンド照明設備改修事業	市	
		三角グラウンド倉庫兼トイレ及び弓道場耐震補強事業	市	
		三角 B&G 海洋センター艇庫給水施設改修事業	市	
		三角B & G海洋センター大規模改修事業	市	
		旧豊野小学校屋内運動場改修事業	市	
		豊野グラウンド・グラウンドゴルフ場便所等改修事業	市	
		豊野グラウンド照明取替事業	市	
		農業者トレーニングセンター大規模改修事業	市	
	図書館		図書館三角分館閉架書庫建替事業	市
		図書館豊野分館（豊野支所）改修事業	市	
その他		豊野防災拠点センターステージ増設事業	市	
		豊野防災拠点センター駐車場入口舗装工事	市	
		豊野町コミュニティーセンター改修事業	市	

	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	三角地区スクールバス 運行事業 (三角小学校、青海小学校、三角中学校)	市	
		豊野小学校スクールバス運行事業	市	
	生涯学習・スポーツ	郡浦地区生涯学習センター解体事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設は、「宇城市学校施設等長寿命化計画」に基づき、老朽化を抑える適切な保全改修及び適切な時期での建替が不可欠であるため、適切な管理と計画的な整備に努めます。

集会施設は、老朽化による劣化等の現況把握を行い、全面的な大規模改修などの必要性をそれぞれの施設状況により判断し、維持保全などを行います。

スポーツ施設は、市民の方々が利用しやすい施設と生涯スポーツの普及に向けた推進環境を構築します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

三角地域及び豊野地域は、高齢化による地域活動の担い手不足や高齢者の単身世帯の増加、店舗の減少、バスなどの公共交通機関を利用する人の減少など、従来の行政区の枠組みでは対応できない新しい課題が山積しています。

また、これまでの地域活性化策は、三角西港を活用した観光ガイドなど観光を軸とした事業を実施しましたが、地域ニーズと合致していないことがありました。

これらの地域課題の多くは、人口減少・少子高齢化が進展する中で、地域の実情と整合していないことに起因しているため、行政も地域もこれまでどおりのやり方を続けるのではなく、地域の実情に応じた新たな取組みが重要となっています。

(2) その対策

- ・国が実施する過疎対策事業の活用
- ・地域おこし協力隊制度を活用した移住定住の促進
- ・空き家の有効活用の検討
- ・地域の自主的な活動への支援及び担い手の育成
- ・地域性を生かしたコンテンツの企画推進

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	集落サポートプロジェクト事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 なし

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市では、学校などと連携し、各種の文化行事の展開、公立文化施設の整備、また、文化を核とした地域づくりを推進しており、芸術・文化活動に対する支援や伝統文化の担い手の育成に努めています。また文化施設で伝統文化芸能まつりを開催することにより、伝統文化芸能団体へ披露の場を提供すると共に周知を図り活性化を進めています。

三角地域では、「雨乞い太鼓」をはじめ、「潟切り踊り」、「砂糖締め」、豊野地域では「宮川虎舞」、「肥後神楽」などの伝統芸能がありますが、社会情勢の変化及び後継者不足等により、民俗芸能を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

そのため、伝統文化にふれあい、地域文化や歴史を理解する機会拡充を検討する必要があります。

市内には、貝塚や古墳、製鉄跡などの文化財も多く存在しており、宇城市立郷土資料館にて展示を行っていますが、施設の老朽化、展示・収納スペース不足等の課題が生じており、今後文化財のさらなる活用を図るため、対策が必要です。平成27年7月には「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の1つとして、三角西港が世界文化遺産に登録されました。今後は世界文化遺産としての価値を維持するために、国、県、地域、民間団体等と密接に連携し保全に努めることとし、その上で三角西港への来訪者に対し、適切な理解増進を行うための施策を講じます。

(2) その対策

- ・ 伝統的な芸能の保存と後継者の育成
- ・ 三角地域及び豊野地域に伝わる食文化の継承
- ・ 文化財の保存と活用
- ・ 文化団体等育成事業の充実
- ・ 三角西港の来訪者への適切な理解増進のための環境整備
- ・ 三角西港の世界文化遺産としての保存管理及び活用

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
10 地域文 化の振興 等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化施設	三角西港歴史的建造物 修復事業	市	
		宇城市立郷土資料館改 修等事業	市	
		宇城市立郷土資料館収 蔵施設事業	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	三角西港龍驤館共通展 示	市	
		三角西港歴史的建造物 老朽度調査	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

三角西港観光施設は、その価値を後世に伝え残すため、「世界遺産三角西港修復公開活用計画」に基づき保全及び運営を行うとともに、市の観光拠点として活用し、交流人口の増加に繋がります。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市では、石油や石炭など化石燃料の枯渇や、その使用が引き起こす温暖化などの環境問題が大きな課題となっています。限りある資源を有効活用し持続可能なエネルギー供給を実現するため、公共施設などにおける太陽光、太陽熱利用、クリーンエネルギー自動車の導入など、新エネルギーによるエネルギー転換が喫緊の課題となっています。

(2) その対策

令和2年度に三角地域において、事業者、熊本県、市の三者でメガソーラー発電事業に関する協定を締結し、太陽光発電の普及啓発事業に取り組んでいます。

今後も、市だけに止まらず、近隣周辺市町や各種団体、エネルギー関連事業者等と連携を図りながら未利用エネルギーなど新しいエネルギー資源の有効活用の取組みを進めるとともに、自然・未利用エネルギーに対する市民意識の啓発活動を通じ、環境にやさしいまちの実現に努めます。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

建築系公共施設における改修等の実施においては、設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷の低減対策を視野におくこととします。

1 3 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

本計画の各施策区分における過疎地域持続的発展特別事業について、下記に再掲します。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	空き家・空き地 利活用事業	市	空き家の利活用を促 すことで、将来にわ たり移住・定住の促 進及び地域の活性化 が期待できる。
	人材育成	地域コミュニテ ィ活性化事業	市	地域の担い手の発掘 に対し支援すること で、将来にわたり地 域人材の育成が期待 できる。
2 産業の振 興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 観光	三角地区PR事 業	市	地域資源を県内外に PRすることで、将 来にわたり交流人口 の拡大が期待でき る。
		寺島観光拠点施 設整備支援事業	市	将来にわたり交流人 口の拡大が期待でき る。
	企業誘致	企業振興促進事 業（補助金）	市	将来にわたり人口の 拡大が期待できる。

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地方バス運行等特別対策補助金	市	不採算バス路線に対して支援することで、将来にわたり地域公共交通の維持確保が期待できる。
		乗合タクシー運行補助金	市	公共交通空白地を解消することで将来にわたり地域公共交通の維持確保が期待できる。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	廃棄物処理施設解体事業	市	危険施設を解体することで、将来にわたり安全に安心した生活環境の確保が期待できる。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	旧豊野町学童保育所解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。
		旧大岳保育園園舎解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。
		旧青海保育園園舎解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。
		旧戸馳保育園園舎解体事業	市	解体することにより、施設周辺の環境整備及び景観保全が期待できる。

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	三角地区スクールバス運行事業 (三角小学校、青海小学校、三角中学校)	市	将来にわたり通学における児童生徒の安全の確保が期待できる。
		豊野小学校スクールバス運行事業	市	将来にわたり通学における児童生徒の安全の確保が期待できる。
	生涯学習・スポーツ	郡浦地区生涯学習センター解体事業	市	解体することにより、施設周辺環境整備及び景観保全が期待できる。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集落サポートプロジェクト事業	市	将来にわたり安全に安心した生活環境の確保が期待できる。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	三角西港龍驤館 共通展示	市	施設周辺環境整備及び来訪者への理解促進が期待できる。
		三角西港歴史的建造物老朽度調査	市	将来にわたり施設周辺環境整備及び景観保全が期待できる。